

01 女性のための検診（完全予約制）

【問い合わせ】
健康増進課（保健センター）
☎ 0291-34-6200

■ がんの早期発見が生存率上昇につながります。必ず受診しましょう

▼ 検診内容 ※対象年齢に該当すれば、加入している健康保険に関係なく申し込みが可能です。

検診項目	検診内容	対象年齢 ※令和6年3月31日時点	個人負担金	備考
乳がん	超音波検査	30～59歳	1,000円	
	乳房X線検査 (マンモグラフィ)	40歳以上	1,000円 (41歳は無料)	・2年に1回 ・40歳代は2方向 からの撮影
子宮（頸部）がん	子宮頸部の細胞診	20歳以上	1,000円 (21歳は無料)	
骨粗しょう症	超音波法による足かかと 骨密度測定	20・25・30・35・40・45・ 50・55・60・65・70歳	1,000円	※検診実施日に ご注意ください。 (下記の日程参照)

▼ 検診日程 ※申込時、受付時間の指定はできません。 ★：託児サービスあり

日程	検診当日の受付時間	実施する検診	会場
4月13日(木)	10:00～10:30	乳	保健センター (山田 3282-10)
	12:30～13:10	乳・子	
4月14日(金)	10:00～10:30	乳・骨	
	12:30～13:10 ★	乳・子・骨	
4月17日(月)	10:00～10:30	乳・骨	
	12:30～13:10	乳・子・骨	
4月18日(火)	10:00～10:30	乳	地域包括支援センター (玉造甲 478-1)
	12:30～13:10	乳・子	
4月19日(水)	10:00～10:30	乳	
	12:30～13:10	乳・子	
4月20日(木)	10:00～10:30	乳	
	12:30～13:10	乳・子	
4月21日(金)	10:00～10:30	乳・骨	
	12:30～13:10	乳・子・骨	
4月22日(土)	10:00～10:30	乳・骨	麻生公民館 (麻生 1221)
	12:30～13:10 ★	乳・子・骨	
4月24日(月)	10:00～10:30	乳	
	12:30～13:10	乳・子	
4月25日(火)	10:00～10:30	乳・骨	
	12:30～13:10	乳・子・骨	
4月26日(水)	10:00～10:30	乳	
	12:30～13:10	乳・子	
4月27日(木)	10:00～10:30	乳	
	12:30～13:10	乳・子	

▼ 申し込み方法

以下のいずれかの方法でお申し込みください。各日程とも定員になり次第締め切ります。

申し込み方法	申込先	受付時間	受付期間
市公式 ホームページ	「女性のための検診」で検索 または QRコードから 申し込み▶  ※入力漏れがあると予約が取れない場合があります。 ※お申し込み後に日付等を変更される場合は、お電話ください。	24 時間	2月13日(月)～17日(金)
電話	健康増進課 0291-34-6200	9:30～17:00	

※検診受診日の2～3週間前に受診日時を記載した受診票を郵送します。

検診受診日の7日前までに受診票が届かない場合は、必ず健康増進課までご連絡ください。

▼ 託児サービス

完全予約制です。検診申込時にお申し込みください。感染症の拡大状況により、中止となる場合があります。

【日時】4月14日(金)、22日(土) 午後のみ

【定員】各日5人 ※定員になり次第締め切り

【対象】0～6歳の未就学児

知っていますか？ ～ 乳がんと診断された方の5年相対生存率 ～

5年相対生存率とは…

がんと診断された人のうち5年後に生存している人の割合

早期発見が

生存率上昇につながります。



生存率
92.3%

出典：がん研究振興財団「がんの統計'19」

医療機関検診のご案内

- ・集団検診でご都合の悪い方は、医療機関でも受診することができます。詳しくは、健康増進課までお問い合わせください。
- ・子宮(頸部)がん検診を初めて受ける方、乳房の豊胸手術をされた方、ペースメーカーを留置している方は、医療機関での検診をおすすめします。
- ・乳房にしこりなどの自覚症状のある方は、**集団検診ではなく早めに医療機関を受診してください！**
- ・市の助成を受けて検診を受診できるのは、毎年4月から2月末までの年1回です。

不審な電話にご注意ください！！

保健センター職員を名乗り、個人情報聞き出そうとする電話が相次いでいます。
十分にご注意ください。



02 県民交通災害共済

【問い合わせ】
総務課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811

令和5年度の加入申し込みを受け付けています

県民交通災害共済は、年一定額の会費を支払うと、加入者が交通事故でけがや死亡した場合、その度合いに応じて見舞金が給付される制度です。いざというときのために、ぜひ家族そろってご加入ください。

▼ 会費（1年間）

900 円 / 人

※中学生以下（4月1日現在）は 500 円 / 人

※9月30日以降に申し込んだ方は 450 円 / 人

▼ 万一のときの見舞金

死亡…100万円

最低治療実日数3日以上の上の傷害…2万円

▼ 対象となる交通事故

日本国内の道路上等を運行中の自動車、バイク、自転車等の接触・衝突・転落・転覆事故等による人の死傷

▼ 共済期間

1年間(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

※途中加入の場合は、申し込みの翌日から令和6年3月31日まで

▼ 見舞金の請求手続き

総務課防災交通 G（麻生庁舎2階）に次の必要書類を持参し、請求してください。

- ・会員証
- ・運転免許証（免許の必要な車両を運転中に事故を起こしたとき）
- ・交通事故証明書（自動車安全運転センター所長発行のもの）

※交通事故証明書のない事故に基づく請求は、指定の「事故申立書」を使用し、最高9等級（3万円）まで（「災害区分別見舞金額一覧」参照）の給付となります。

- ・診断書（医師の診断書や柔道整復師・はり師・きゅう師等の施術証明書）

※カイロプラクティックなどは、診断行為から除外されます。

▼ 災害区分別見舞金額一覧

等級	災害区分	見舞金
1	死亡	100万円
2	治療実日数 181 日以上の上の傷害	30万円
3	治療実日数 151 日以上の上の傷害	25万円
4	治療実日数 121 日以上の上の傷害	20万円
5	治療実日数 91 日以上の上の傷害	15万円
6	治療実日数 61 日以上の上の傷害	10万円
7	治療実日数 41 日以上の上の傷害	8万円
8	治療実日数 21 日以上の上の傷害	6万円
9	治療実日数 8 日以上の上の傷害	3万円
10	治療実日数 3 日以上の上の傷害	2万円
障害	身体障害者 1 級・2 級該当	50万円

※次のような事故の場合、見舞金の全部または一部が給付されませんので、ご注意ください。

- ① 会員または見舞金受取人の故意による事故
- ② 会員が無免許・酒気帯び運転中に生じた事故またはその事実を承知で同乗していた事故
- ③ 地震・洪水・暴風・その他の天災によって生じた事故
- ④ 正当な理由なく医師の指示に従わなかったとき
- ⑤ 会員または見舞金受取人の重大な過失による事故
- ⑥ 法令に違反し、茨城県市町村総合事務組合長が不適切と認める事故

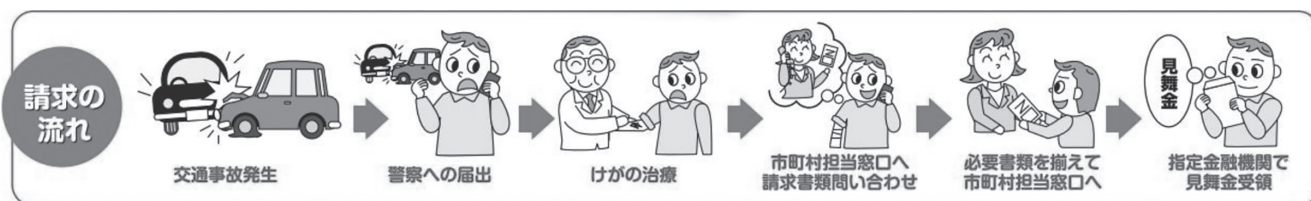
▼ 加入申し込み場所

玉造庁舎1階 総合窓口課

麻生庁舎1階 麻生総合窓口室

北浦庁舎1階 北浦総合窓口室

※令和4年度の会員証がある方はお持ちください。なお、申し込みは年間を通して随時受け付けています。



03 放課後児童クラブ・降園後保育

【問い合わせ】
こども福祉課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 令和5年度の申請を受け付けます

市では、保護者が就労や病気療養中等の理由により、放課後・降園後、家庭において適切な保育を受けられない児童・園児を対象に、遊びや生活の場を提供し、子どもたちの健全育成の向上を図ることを目的として、放課後児童クラブ（キッズ）、降園後保育（エンゼル）を運営しています。キッズ・エンゼルは、小学校や幼稚園とは異なる組織であり、県が主催する放課後児童支援員認定資格研修により資格を得た支援員と、その補助員が勤務をしています。

年度ごとに申請が必要となりますので、継続利用の方も申し込みをお願いします。

▼ 受付期間

2月13日（月）～2月17日（金）

▼ 申請方法

書面申請または電子申請でお申し込みください。

名称	受付時間	受付場所	電子申請 (24時間受け付け)
放課後児童クラブ	8:30～17:00	こども福祉課（玉造庁舎） 麻生総合窓口室（麻生庁舎） 北浦総合窓口室（北浦庁舎）	
降園後保育	8:30～17:00	入園する予定または入園している幼稚園	

※2月17日（金）は、放課後児童クラブの申し込みのみ、こども福祉課で18:30まで受け付けを行います。

▼ 必要書類

① 入会申請書

② 保護者が児童を保育することができない理由を証するもの（就労証明書等）

※保育園等に入所申請しているなど、すでに就労証明書等を提出されている方は、就労証明書にその旨を記載していただくと、事業所（雇い主）の証明を省略できます。

▼ 利用者説明会

新規利用者（新1年生・新年少児）を対象に利用者説明会を行います。事前の申し込みが必要です。申し込み方法については、対象者に通知します。

地区	日時	場所
麻生	3月15日（水）19:00～	麻生公民館
北浦	3月16日（木）19:00～	北浦公民館
玉造	3月17日（金）19:00～	玉造農村環境改善センター

※対象の地区に参加が難しい場合は、他の会場でも出席いただけます。

※新型コロナウイルス感染症等の状況により、開催を中止する場合があります。

04 不妊検査・不妊治療費の補助

【問い合わせ】
健康増進課（保健センター）
☎ 0291-34-6200

■ 夫婦の経済的負担を軽減します

少子化対策の一環として、不妊検査および不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、令和4年4月1日以降に開始した治療等を対象とした、不妊治療等補助金を交付します。

▼ 対象条件

- ・ 不妊治療等開始日（補助金の交付を受けようとする不妊検査および不妊治療を開始した日（一般不妊治療または生殖補助医療の治療計画を作成した日））から申請日までの期間において、法律上の婚姻をしていること、または、婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあること。
- ・ 申請対象となる不妊治療等開始日に、妻の年齢が43歳未満であること。
- ・ 夫婦双方（事実婚含む）が、申請対象となる不妊治療等開始日において1年以上本市に住所を有していること。
- ・ 夫婦双方（事実婚含む）が、申請日から3年以上本市に定住する意思を有すること。
- ・ 申請日において行方市の市税を滞納していないこと。

▼ 補助対象治療等

補助金の交付の対象となる不妊治療等は、令和4年4月1日以降に開始した不妊検査および不妊治療とし、次に定めるものとします。

【不妊検査】

1 回ごとの出産における不妊の原因検索を目的とした不妊治療開始日までの次の不妊検査

（夫）精液検査、内分泌検査、感染症検査、画像検査、精子授精能検査、染色体・遺伝子検査
その他市長が認める不妊検査

（妻）超音波検査、内分泌検査、感染症検査、卵管疎通性検査、^{けいかん}頸管粘液検査、フーナーテスト、子宮鏡検査その他市長が認める不妊検査

【一般不妊治療】タイミング療法、人工授精、健康保険適用内の薬物療法

【生殖補助医療】採卵、採精（男性不妊治療）、体外受精、顕微授精、受精卵・胚培養、胚凍結保存、胚移植

【先進医療】先進医療として国告示されている不妊治療関連の技術

▼ 補助対象外の治療等

次の不妊治療等は、補助金の交付の対象となりません。

- ・ 夫婦以外の第三者からの精子、卵子または胚の提供によるもの
- ・ 代理母（妻の卵巣および子宮の摘出等により、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、および出産するものをいう）によるもの
- ・ 借り腹（夫の精子および妻の卵子は使用できるが、妻の子宮の摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子および妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、および出産するものをいう）によるもの
- ・ 先進医療を除く健康保険適用外の自費診療を組み合わせた一般不妊治療および生殖補助医療
- ・ 回数制限により健康保険適用外となった生殖補助医療および先進医療
- ・ 精子、卵子および授精胚の凍結保存維持管理料

▼ 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、不妊治療等に要した費用の自己負担分（医療保険各法の規定による給付を受けることができる場合は、当該給付の額を控除した額）で、厚生労働大臣が定める施設基準を満たしている医療機関において実施されたものとします。ただし、次の経費を除きます。

- ・入院時の差額ベッド代、食事代等
- ・文書料等
- ・処方箋によらない医薬品等の購入に要した費用

▼ 補助金の額

【不妊検査】 要した補助対象経費に対し、同一年度において 50,000 円を限度に補助

【一般不妊治療】 要した補助対象経費の全額を補助

【生殖補助医療】 要した補助対象経費の全額を補助

【先進医療】 要した補助対象経費に対し、1 回の治療につき 100,000 円を上限とし、同一年度において 2 回を限度に補助

▼ 申請方法

① 限度額適用認定証の交付を受ける

※必ず限度額適用認定証の交付を受けてから検査や治療を開始してください。

② 市へ事前相談する（健康増進課窓口または電話）

③ 医療機関にて検査・治療を受ける

④ 医療機関で不妊治療等医療機関証明書を作成してもらう

⑤ 市へ申請

▼ 申請期日

検査・治療が終了した日の属する年度の末日まで

※令和 5 年 3 月 31 日までに終了した治療等については、令和 6 年 3 月 31 日まで申請することができます。

▼ その他

- ・検査や治療を開始する前に、事前相談が必要になります。その際に必要書類をお渡しします。
- ・自己負担分（保険診療は負担限度額まで）に対する補助となるので、検査や治療を始める前には、必ず加入している医療保険者へ申請し、限度額適用認定証の交付を受けてください。限度額適用認定証を医療機関へ提示せずに受けた検査や治療は、補助対象外となります。
- ・限度額適用認定証の交付を受けずに、すでに開始・終了している治療等がある場合でも、令和 4 年度中に開始した治療等については対応します。健康増進課までご相談ください。
- ・詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。

行方の魅力発信広報番組 「なめトーク」



Lucky FM 茨城放送（水戸局 94.6MHz、守谷・日立局 88.1MHz、水戸局 1197kHz、土浦・県西中継局 1458kHz）で、毎月第 2・第 4 金曜日の午前 10 時 35 分から 5 分間放送しています（「HAPPY パンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

エフエムかしまの放送エリアは 鹿行地域でお聴きいただけます



ひろどきナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第 2 火曜日の午前 11 時 40 分から 10 分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

■放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市）

■周波数 76.7MHz

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

05 医療費のお知らせ（医療費通知）

【問い合わせ】
国保年金課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■「医療費のお知らせ」（医療費通知）の内容を確認しましょう

「医療費のお知らせ」（医療費通知）は、健康保険加入者の皆さんにご自分が受けた医療費がいくらになるのかを知っていただき、医療費についての関心と健康管理に対する理解を深めていただくために実施しているものです。

市では、国民健康保険被保険者の方には奇数月に通知しており、令和5年1月に令和4年7～10月診療分を送付しています。手元に届いたら、医療機関等で受け取った領収書と照らし合わせ、内容をよく確認してください。相違または不明な点があれば、国保年金課までお問い合わせください。

また、確定申告で医療費控除を行う場合「医療費のお知らせ」が「医療費控除の明細書」として使用できますので、紛失しないようご注意ください。

06 マイナンバーカード 出張申請サポート

【問い合わせ】
総合窓口課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■市内の商業施設で申請のお手伝いをします

お買い物のついでに最短10分程度で簡単に申請ができます。どうぞお気軽にお越しください。

▼ 日時



【ベシア玉造店】

2月12日（日）
9:00～16:00



【セイミヤモール麻生店】

2月25日（土）
9:00～16:00



▲QRコード付きマイナンバーカード
交付申請書

▼ 対象者

行方市に住民登録がある方

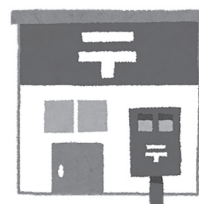
※写真撮影をしますので、お子さまやご高齢の方
も必ず本人がお越しください。

▼ 必要書類

- ・QRコード付きマイナンバーカード交付申請書
- ・本人確認書類
(1点) 運転免許証・パスポート・障がい者手帳等
(2点) 健康保険証・介護保険証・年金手帳・マル福等

■郵便局でマイナンバーカードの申請ができます！

1月10日（火）から、郵便局にてマイナンバーカードの申請サポートを開始しました。QRコード付きマイナンバーカード交付申請書をご持参いただいた方へ、写真撮影や申請書記入支援を実施しているほか、手ぶらで来局された方にも申請サポートを実施しています。マイナンバーカードの取得がまだの方は、この機会にぜひご申請ください。



07 浄化槽の法定検査

【問い合わせ】
下水道課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 法定検査の受検をお願いします

浄化槽の設置者（管理者）は、浄化槽法第 11 条の規定により、浄化槽からきれいな水が放流されているかなどを検査する、年 1 回の法定検査の受検が義務付けられています。（保守点検および清掃に加え、法定検査の受検が必要です）

▼ 法定検査を受検していない方へ

法定検査を実施していない方に対して、茨城県から、1～2 月に受検のご案内が送付されます。案内文が届いた際は、同封の「浄化槽法定検査申込書」により、公益社団法人茨城県水質保全協会に、受検の申し込みを行ってください。

▼ 法定検査の受検申込先

公益社団法人 茨城県水質保全協会

水戸市吉沢町 650-1

☎ 029-291-4000

<http://www.e-mizu-ibaraki.jp>（ホームページからもお申し込みできます）

08 使用料金の改定

【問い合わせ】
下水道課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 農業集落排水および特定環境保全公共下水道使用料金が改定されます

下水道事業は、本来汚水処理費を使用者の負担で賄うことが原則となっています。しかし現在は、一般会計から多くの補助を受けており、サービスを受けられない方との税負担の不均衡が生じています。独立採算の原則から、経営に必要な使用料水準を目指しますが、市内で使用料金の差異があるため、今回の改定では、3 事業（農業集落排水・特定環境保全公共下水道・流域関連公共下水道）の使用料金を同額とします。新料金は令和 5 年 4 月使用分（6 月請求分）から適用されます。

今後も安定的な経営のために経費削減に努め、一般会計からの補助に頼る体質から脱却するよう定期的に使用料金を見直していきます。ご使用の皆さんのご理解ご協力をお願いします。

▼ 料金について

区分	汚水量	現行（税込み）	新料金（税込み）
基本料金	10m ³	1,430 円	1,760 円
超過料金	11～30m ³	154 円 / m ³	187 円 / m ³
	31m ³ ～	165 円 / m ³	

※超過料金区分は「汚水量 11m³～」の 1 区分となります。

例) 1 カ月に 20m³使用した場合

(現 行) 基本料金 1,430 円 + 超過料金 1,540 円 = 2,970 円

(新料金) 基本料金 1,760 円 + 超過料金 1,870 円 = 3,630 円

09 水道メーターの検針

【問い合わせ】
水道課（泉配水場）
☎ 0299-55-1108

■ 水道メーターの検針が「2 カ月に 1 回」になります

市では、経費削減および経営改善の一環として、令和 5 年 4 月から「毎月検針・毎月請求」を「隔月（2 カ月に 1 度）検針・毎月請求」に変更します。検針は 2 カ月に 1 回ですが、料金の請求は 2 カ月分の検針水量を 2 等分（端数が出た場合は検針月の前月分に加算）して計算し、従来どおり、毎月請求になります。

▼ 検針の地区分け

検針地区を地区ごとに検針月を分けて検針を行います。

検針地区	検針月
玉造地区（鉾田市青柳の一部含む）	奇数月（5・7・9・11・1・3 月）
麻生・北浦地区	偶数月（4・6・8・10・12・2 月）

▼ 隔月検針導入の移行調整

経過措置として、玉造地区の 5 月請求、麻生・北浦地区の 6 月請求は行いません。

		隔月検針開始 →					
	R5.3 月	R5.4 月	R5.5 月	R5.6 月	R5.7 月	R5.8 月	R5.9 月
玉造地区 （奇数月検針）	3 月検針 （3 月使用分）	検針なし	5 月検針 （4・5 月使用分）	検針なし	7 月検針 （6・7 月使用分）	検針なし	9 月検針 （8・9 月使用分）
		4 月請求 （3 月使用分）	請求なし	6 月請求 （4 月使用分）	7 月請求 （5 月使用分）	8 月請求 （6 月使用分）	9 月請求 （7 月使用分）
麻生・北浦 地区 （偶数月検針）	3 月検針 （3 月使用分）	4 月検針 （4 月使用分）	検針なし	6 月検針 （5・6 月使用分）	検針なし	8 月検針 （7・8 月使用分）	検針なし
		4 月請求 （3 月使用分）	5 月請求 （4 月使用分）	請求なし	7 月請求 （5 月使用分）	8 月請求 （6 月使用分）	9 月請求 （7 月使用分）

※市設置型戸別浄化槽をお使いの方は、検針はありませんが、上下水道料金で請求月を合わせるため、4 月使用分を、麻生・北浦地区が 5 月請求、玉造地区が 6 月請求とします。以降、使用月の翌々月請求となります。

▼ 料金

2 カ月分の水道使用量を 2 等分して毎月均等とみなし、1 カ月分の上下水道料金を計算します。2 等分して生じた端数は、検針月の前月に加算します。また「上下水道使用量・料金等のお知らせ」が、これまでの 1 カ月表記から 2 カ月表記の様式に変更となります。

▼ 水道の漏水について

検針の回数が減ることで、検針員による宅地内の水漏れなどの発見が遅れる場合があります。宅地内の水道設備はお客様の財産であり、お客様の責任で管理していただく必要があります。定期的にメーターをご確認ください。

自宅での漏水のチェック方法は、市報行方お知らせ版 2 月号、または市公式ホームページでお知らせしています。

自宅での漏水チェック方法▶



10 市税と保険料

【問い合わせ】

収納対策課(納付全般)・税務課(市税)

麻生庁舎 ☎0299-72-0811

介護福祉課(介護保険料)・国保年金課(後期高齢者医療保険料)

玉造庁舎 ☎0299-55-0111

市税・保険料の納付はスマートフォンアプリで！

市税・保険料の納付が

PayPay LINE Pay PayB の3つのアプリで納付できます。お支払いは、納付書のバーコードを上記のアプリを使って読み取りアプリの手順に従って決済を行うだけ！手数料もかからず、場所・時間を問わずに納付が可能です。

PayPay

▼お支払い手順はこちら

STEP 1 アプリのホーム画面にある「スキャン」をタップ

STEP 2 払込票のバーコードを読み取る

STEP 3 支払金額を確認し「支払う」をタップ

カンタン！
3ステップで納付完了！

※お支払いはPayPay残高のみとなります。クレジットカードでのお支払いはできませんので予めご了承ください。

PayPayアプリダウンロード後の設定方法は

◆ 納付可能な科目

固定資産税 軽自動車税(種別割)
市・県民税 国民健康保険税
介護保険料 後期高齢者医療保険料

◆ 用意するもの

スマートフォン(インターネットに接続できるもの)
納付書(バーコード印刷のあるもの)

◆ 納付にかかる手数料

無料

◆ Q&A

Q.領収書は出ますか？

A.領収書は発行されません。お支払いの確認は、各アプリの決済履歴等からご確認ください。

Q.軽自動車税を収めた場合、納税証明書は発行されますか？

A.軽自動車税の納期限内にアプリを使って納めていただいた場合、6月中旬以降に車検用の納税証明書を発送いたします。期限後に納めた場合は発送いたしませんので、市役所窓口等で発行してください。

Q.納付書が手元に無い場合はどうすればよいですか？

A.収納対策課宛にご連絡をいただければ納付書を再発行いたします。なお、口座振替を申込されていてあらかじめ納付書が送付されていない方はその旨をお申し出ください。

LINE Pay

このマークが目印！
LINE Pay
請求書支払い

30秒で完了！
まずは登録

お財布マークの「ウォレット」タブ内「請求書支払い」をタップ

立ち上がったコードリーダーで
お手元の請求書のバーコードを読み込む

内容を確認して
支払い完了！

※お支払いには事前にLINE Payへのご登録とチャージが必要です。

PayB

払込票支払いの新たなお支払いサービス☆
事前登録した銀行口座からリアルタイムにお支払い可能☆

コンビニに行かなくても
これからはスマホでかんたんお支払い！

どこでもかんたん決済
バーコードをスキャンするだけ
利用はもちろん無料

4ステップでかんたんにお支払い

- 1 アプリをダウンロード(無料)
- 2 氏名、生年月日、お支払方法などを事前登録
- 3 バーコードをスキャンし、任意の暗証番号を入力
- 4 お支払い完了！

※PayBはビリングシステム(株)が提供するスマートフォンアプリです。



2月の市税と保険料は・・・

国民健康保険税 第8期 介護保険料 第6期 後期高齢者医療保険料 第8期

納期限(振替日)は2月28日です。



防災対応型エリア放送

52 チャンネル

なめがたエリアテレビ電波拡張のお知らせ

令和3年度から令和4年度にかけて、送信アンテナ置局 24 カ所の増設工事を進めています。令和4年12月末現在で工事が完了し、新規開局したエリアをお知らせします。

局名	電波拡張エリア
長野江 1	長野江農村公園付近
加茂	宝幢院東南周辺
下ノ池	下ノ池地区ゴミ集積所周辺

開局箇所周辺（送信アンテナから半径1km程度の範囲）にお住まいのご家庭においては、チャンネルスキャンをお試しください。



チャンネルスキャンの方法はこちら▶

また、開局したエリアは、視聴状況確認のため、職員等による世帯訪問を進めていきますので、ご協力をお願いします。※職員等は身分証明書を携行しています。

なお、電波拡張エリアであっても、チャンネルスキャンの結果、受信できない場合は、市負担による専用アンテナ設置等の工事を実施しますので、お手数でも事業推進課までご連絡ください。

整備中の送信アンテナ置局は開局次第、市報および市ホームページで随時お知らせします。

【問い合わせ】 事業推進課（麻生庁舎）

エリアテレビお問い合わせ専用

フリーダイヤル 0120-72-0818

メールアドレス name-tv@city.namegata.lg.jp

笑顔を守る 未来を繋ぐ

11ネ!

なめがたエリアテレビ

借金の整理 離婚 相続

破産 過払金 金銭問題

各種民事・家事事件 不動産・建築

神栖・鹿島セントラル法律事務所

問合せ 0299-91-1171 秘密厳守・夜間対応可

弁護士 瀧 智英（茨城県弁護士会所属）鹿島セントラルビル新館5階

弁護士 谷本 雅晃（茨城県弁護士会所属）茨城県神栖市大野原4-7-11

うちの子「結婚」しないのかしら？

独身のお子様の結婚相談承ります



お子様の結婚に関するお悩み、
プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談ください

☎ 029-835-3751

結婚相談所 ムスベル

ガラス修理・サッシ修理

丁寧！スピーディ対応！

株式会社 タカサキ

茨城県行方市玉造甲 6370

TEL 0299-55-0678

私たちと働いてみませんか
長期契約社員募集！郵便物の
配達
【バイク】

【勤務地】 鉾田郵便局／麻生郵便局／大洋郵便局

【資格】 要原付免許以上、自動二輪免許歓迎

【勤務日等】 1 勤務8H / 週5日（シフト制）

【時給】 1,170円（基本1,020円＋手当＊150円）

＊2023年3月31日までの算定手当てです

お申込み
お問合せ日本郵便株式会社 鉾田郵便局 総務部
☎ 0291-32-2322（平日/9:00～16:00）